

火災から守りましょう

大切な命と財産

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」を統一防火標語に3月1日(月)から7日(日)までの1週間、全国一斉に春の火災予防運動と山火事予防運動が実施されます。

問い合わせは
消防局予防課 ☎220-4507

日ごろのチェックで火災から家を守ろう

■住宅防火のポイント

- この時期は空気が乾燥しているため、火災が発生しやすい状況になっています。次の7つのポイントを心掛け、尊い命と貴重な財産を守りましょう。
- ①寝たばこは絶対やめる。
 - ②ストーブは燃えやすい物のそばで使わない。
 - ③ガスこんろなどから離れるときは必ず火を消す。
 - ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ⑤燃え広がりを防ぐために、寝具や衣類は防災製品を使用する。
 - ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
 - ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守る



ふれあい広場で消防体験

るために、隣近所の協力体制をつくる。

■住宅用火災警報器の設置を

本市では、戸建住宅や店舗併用住宅、共同住宅、長屋など、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置するときは、国の基準に適合した「NSマーク」の付いた物を選びましょう。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。

なお、最近、消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器な



このマークが目印



しっかり取り付けて

どを販売することはありませんので、注意してください。

レジャーなどでは山火事に注意して

■山火事予防のポイント

山林火災は、例年春先に多く発生しています。下草が枯れている上、火災が発生しやすい気象条件や、レジャーなどによる入山者の増加が重なることが要因。たき火の不始末やたばこの投げ捨てなど人為的な原因が多くを占めています。一人一人が次の点に注意して山火事を防ぎましょう。

- ①枯れ草などのある、火災が起きやすい場所ではたき火をしない。
- ②火気を使用するときは周囲の可燃物の状況に十分注意し、消火用の水などを必ず用意する。
- ③強風注意報や乾燥注意報などが発表されているときは、火気の使用を控える。
- ④喫煙は指定された場所で行うとともに、吸いがらは必ず消し、投げ捨てない。
- ⑤火は完全に消す。
- ⑥ごみは指定された場所に捨てるか持ち帰る。

■山林などでの喫煙制限

火災に関する警報が発令された場合には、指定された山林などでは喫

煙ができません。本市火災予防条例により喫煙が制限される区域は、国道353号以北の区域と柏倉町の一部です。

イベントに参加して楽しく火災予防

■期間中の主な行事

火災予防一斉広報、消防団方面個別訓練、独り暮らし高齢者家庭の防火訪問、電車車庫・駅舎の査察、山火事予防の啓発などを行います。

■各消防署などでの催し

●消防ふれあい広場

日時 3月6日(土)午前9時～11時30分

会場 消防局

内容 ミニ消防自動車乗車、消防制服・防火衣で記念撮影、消防車両展示など

●火災防演習

多くの人が出入りする建物での火災を想定した大規模な訓練を実施します。

日時 2月27日(土)午前10時～11時

会場 県公社総合ビル(大渡町一丁目)

●園児の消防車写真画展示

日時 3月1日(月)～7日(日)、午前10時～午後8時
会場 ショッピングセンター・アイム(大胡町)

行財政改革の計画策定 パブコメ結果を公表

問い合わせは
行政管理課 ☎898-6537

本市の行財政改革を進めるための基本方針となる行財政改革推進計画を策定しました。

この計画は4月1日(木)から3年間の具体的な実施項目に数値目標を掲げ、「選択と集中」、「成果志向」の視点で事業を行い、スピード感を持って市民サービスの向上を目指すものです。計画の策定に当たってはパブリックコメント(意見募集)を実施。その結果と今回策定した計画の内容は市役所行政管理課・情報公開コーナー、前橋プラザ元気21内にぎわい商業課、各支所・地区公民館で見られるほか、本市ホームページにも掲載します。